

事務連絡  
平成25年1月29日

対象教育訓練実施施設の長様

厚生労働省職業安定局建設・港湾対策室長補佐

日本再生人材育成支援事業（被災地復興建設労働者育成支援奨励金）に係る  
留意事項について

日頃より建設教育訓練助成金（通信教育訓練）及び被災地復興建設労働者育成支援奨励金（以下「奨励金」という。）の適正な運用にご協力いただき感謝申し上げます。

平成25年1月21日付け事務連絡でお知らせしました奨励金の施行に関して、下記のとおり留意事項についてお知らせします。

記

1. 「受講開始日」の定義及び証拠書類の保管について

奨励金における「受講開始日」については、通信教育訓練の場合、「受講者に教材等を初めて発送する日」となること。

なお、必要に応じて都道府県労働局より確認する場合がありますので、貴施設におかれては宅配便伝票など、発送した日を証明できる書類を5年間保管するようお願いいたします。

2. 申請手続における申請事業主の単位及び申請先について

奨励金の申請においては、被災三県（岩手県、宮城県及び福島県）に所在する事業所を単位とし、当該事業所を管轄する労働局又は安定所を申請先として手続を行うこととなること。

3. 建設教育訓練助成金（通信教育訓練）の対象訓練を行う場合の「受給資格認定申請」の期限について

奨励金の対象となる職業訓練のうち「建設業法第27条第1項に規定する技術検定に関する訓練」については受講を開始する日において建設教育訓練助成金（通信教育訓練）の支給の対象となる訓練又は教育訓練給付の支給の対象となる指定教育訓練であることが要件であるが、建設教育訓練助成金（通信教育訓練）については本年3月末日をもって廃止予定であり、奨励金の対象となるためには同日までに受講を開始する必要があることから「受給資格認定申請」は実質的に2月末日までに行う必要があること。

奨励金の適正な運営にご協力いただきますよう、ご協力お願いいたします。

問い合わせ先： 厚生労働省職業安定局  
建設・港湾対策室建設労働係 伊藤・千明  
TEL：03-5253-1111 内線 5804